

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 2 5 日

【照会先】

医政局 地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

室長 佐々 恵太 (内線4138)

室長補佐 武藤 慎吾 (内線2555)

(代表電話) 03(5253)1111

かかりつけ医機能に関する情報の医療情報ネット（ナビイ）での提供について

令和 7 年 4 月より施行された「かかりつけ医機能報告制度」に基づく医療情報ネット（ナビイ）を通じた医療機関の情報提供について、お知らせします。

令和 5 年 5 月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）が成立・公布されました。同法により医療法が改正され、かかりつけ医機能がより適切に発揮されるための制度整備が進められ、令和 7 年 4 月より「かかりつけ医機能報告制度」が施行されています。

本報告制度は、地域において必要とされるかかりつけ医機能の充実・強化を図るとともに、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することで、国民に対する医療サービスの向上につなげることを目的としています。

本制度の施行後初となる医療機関からの報告内容については、医療情報ネット（ナビイ）に掲載されています。ナビイでは、かかりつけ医機能に関する項目を検索条件として、医療機関を検索することができます。

今回、一定程度の報告率が積み上がったことから、国民の皆様には、地域においてかかりつけとなる医療機関を探す際には、ぜひ医療情報ネット（ナビイ）をご活用いただきたく、お知らせします。

【医療情報ネット（ナビイ）】

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

※トップページに表示されている「かかりつけ医機能」ボタンを押すと、かかりつけ医機能に関する検索条件設定ページに移動することができます。

【参考：報告結果】

・令和 7 年度かかりつけ医機能報告制度の報告状況（全国）（令和 8 年 8 月 17 日時点）

対象機関数 114,437

報告機関数 92,545

報告率 80.9%

※対象機関数は、G-MISアカウント発行済み医療機関のうち、歯科診療所、特定機能病院を除く医療機関の数。

※かかりつけ医機能とは、慢性疾患を有する高齢者等の継続的な医療を必要とする者を地域で支えるために確保すべき機能であり、「1号機能」、「2号機能」等で構成されます。

1号機能：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

2号機能：通常の診療時間外の診療、入退院時の支援、在宅医療の提供、介護サービス等と連携した医療提供 等

※令和 8 年 8 月 17 日時点の結果をお示ししていますが、医療機関からの報告を踏まえ、随時医療情報ネット（ナビイ）における掲載内容を更新しています。